

印紙税額一覽表（抄）

平成29年5月現在

文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配意利用権、育成者権、育成者権及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下 “ 400円 50万円を超え 100万円以下 “ 1千円 100万円を超え 500万円以下 “ 2千円 500万円を超え 1千万円以下 “ 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 “ 2万円 5千万円を超え 1億円以下 “ 6万円 1億円を超え 5億円以下 “ 10万円 5億円を超え 10億円以下 “ 20万円 10億円を超え 50億円以下 “ 40万円 50億円を超えるもの 60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの
2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など	1万円以上 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下 “ 400円 50万円を超え 100万円以下 “ 1千円 100万円を超え 500万円以下 “ 2千円 500万円を超え 1千万円以下 “ 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 “ 2万円 5千万円を超え 1億円以下 “ 6万円 1億円を超え 5億円以下 “ 10万円 5億円を超え 10億円以下 “ 20万円 10億円を超え 50億円以下 “ 40万円 50億円を超えるもの 60万円	
3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借付証書、金銭消費貸借契約書など	200円	
4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	契約金額の記載のないもの 200円	
上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則とおり200円となります。	【平成26年4月1日～平成30年3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下 “ 500円 100万円を超え 500万円以下 “ 1千円 500万円を超え 1千万円以下 “ 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 “ 1万円 5千万円を超え 1億円以下 “ 3万円 1億円を超え 5億円以下 “ 6万円 5億円を超え 10億円以下 “ 16万円 10億円を超え 50億円以下 “ 32万円 50億円を超えるもの 48万円 【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 “ 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 “ 8万円 5億円を超え 10億円以下 “ 18万円 10億円を超え 50億円以下 “ 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデューサー)、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、編曲家、テレビジョン放送の演技者(演出者)の契約をいいます。 (例) 工事請負契約書、工事注文書、物品加工注文書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 “ 400円 200万円を超え 300万円以下 “ 1千円 300万円を超え 500万円以下 “ 2千円 500万円を超え 1千万円以下 “ 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 “ 2万円 5千万円を超え 1億円以下 “ 6万円 1億円を超え 5億円以下 “ 10万円 5億円を超え 10億円以下 “ 20万円 10億円を超え 50億円以下 “ 40万円 50億円を超えるもの 60万円	
上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則とおり200円となります。	【平成26年4月1日～平成30年3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下 “ 500円 300万円を超え 500万円以下 “ 1千円 500万円を超え 1千万円以下 “ 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 “ 1万円 5千万円を超え 1億円以下 “ 3万円 1億円を超え 5億円以下 “ 6万円 5億円を超え 10億円以下 “ 16万円 10億円を超え 50億円以下 “ 32万円 50億円を超えるもの 48万円 【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 “ 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 “ 8万円 5億円を超え 10億円以下 “ 18万円 10億円を超え 50億円以下 “ 36万円 50億円を超えるもの 54万円	
1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡すること(権利を規定することを含みます。)による対価及び債務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 “ 400円 200万円を超え 300万円以下 “ 600円 300万円を超え 500万円以下 “ 1千円 500万円を超え 1千万円以下 “ 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 “ 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 “ 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 “ 1万円 5千万円を超え 1億円以下 “ 2万円 1億円を超え 3億円以下 “ 4万円 3億円を超え 5億円以下 “ 6万円 5億円を超え 10億円以下 “ 10万円 10億円を超えるもの 20万円	次の受取書は非課税 1 記載された受取金額が5万円未満(※)のもの 2 営業に關しないもの 3 有価証券、預貯金証書など特定した受取書 ※ 日までに作成されたものについては、記載された受取金額が、3万円未満のものも含まれていました。
2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	受取金額の記載のないもの 200円	200円